

予防接種

インフルエンザ予防接種を受けましょう

高齢者へのインフルエンザの発病予防、特に重症化を防止するため、予防接種を実施します。

接種日 10月1日(土)～12月31日(土)の期間で各医療機関の診療日。実施期間が昨年より短くなりましたのでご注意ください。

対象 65歳以上の方。60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器に重い障害(身体障害者手帳1級程度)のある方。

接種方法 医療機関で診察し接種可能の場合、1回接種します。

接種料金 自己負担額1,000円。生活保護の方は負担額を免除。

生活保護決定通知書を持参のこと。

持ち物 町発行の健康手帳。

実施機関 町内の医療機関。

申込方法 事前に実施医療機関へ直接、予約してください。

町外の医療機関で接種を希望する方はお問い合わせください。

問合せ 福祉課保健サービス係(「ゆとろ」内・☎23 - 2346)



老人医療

該当と思われる方は申請を 北海道の老人医療給付「道老」

次の要件に該当の方は、北海道の老人医療給付を申請できます。認定された場合、医療費の自己負

担額は1割または2割となります。

「道老」の該当要件

18歳以上の子がいない、昭和14年7月31日以前に生まれた70歳未満で、次の世帯に該当する方。

6カ月以上一人暮らしをしている老人単身世帯。

配偶者が60歳以上の老人夫婦世帯。

老人と児童(18歳未満)の世帯。

所得制限があるほか、町外在住の子の所得証明書・戸籍謄本などが必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

この制度は、平成20年3月末日で廃止となります。

問合せ 福祉課福祉係(「ゆとろ」内・☎23 - 3019)

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

付加保険料を納めて年金を上乗せ

将来受け取る老齢基礎年金を、より高い年金で受けたいと考えている方に、月々400円を上乗せして納付することができる付加年金制度があります。

国民年金の第1号被保険者の保険料と給付額は、厚生年金と違って定額のため、将来の生活設計に合わせて基礎年金に上乗せができる制度です。

400円の付加保険料を納められるのは、第1号被保険者または任意加入被保険者の方で、免除・猶予を受けている方、国民年金基金に加入している方は除きます。

老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から受給できますが、年金を繰り上げまたは繰り下げて受給するときは、付加年金も率に応じて減額・増額されます。

例えば、2年間付加年金に加入して納付した場合、付加保険料は24カ月×400円＝9,600円となりますが、65歳で年金を受給する際には24カ月×200円＝4,800円が上乗せされて受給でき、有利な制度になっています。

◆役場窓口年金相談日

10月5日(水)・26日(水)

役場国保年金係へお気軽にお越しください。

◆年金保険相談所の開設(札幌北社会保険事務所)

日時 10月20日(木)・10時～15時

場所 商工会館(錦町)

短期人間ドック健康検査料の助成について

国保に加入している40歳から64歳までの方を対象に、短期人間ドック健康検査料のうち、15,000円を助成します。

人間ドック助成の対象医療機関

- ◆堀江病院(樺戸町)
- ◆当別ファミリークリニック(ビトエ)
- ◆札幌厚生病院(札幌市中央区)

気をつけて保険証の紛失

紛失や盗難などによる保険証の再交付申請件数は、毎月5件前後あります。

万が一紛失・盗難等された時は、最寄りの警察に届け出てください。また、再交付申請には運転免許証など身分確認できるものを持参してください。

国内でこんな犯罪被害例が報告されています。

- ◆身に覚えのない借金の返済督促状が届いた。
- ◆契約していない携帯電話の利用料金督促状が届いた。



詳細・問合せ 住民生活課国保年金係(☎23 - 2467)

医療費

ご存知ですか 医療費の助成制度

申請・問合せ

- ◇ 重度・ひとり親医療費制度 福祉課福祉係（「ゆとろ」内・☎23-3019）
- ◇ 乳幼児医療費制度 子育て推進課子ども係（「ゆとろ」内・☎23-3024）

町では次の制度対象となる方に、医療費を助成しています。該当と思われる方はお問い合わせください。

対象制度	対象者の内容	手続きに必要なもの	助成内容
1 重度心身障がい者医療費	身体障害者手帳1・2級の方と、3級（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸または人免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある）の方。 療育手帳「A」判定の方。 精神科医から「重度知的障がい者」と診断された方。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康保険証と印鑑 ■ 身体障害者手帳または療育手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3歳未満児や住民税非課税世帯の方は、医療費の自己負担分を助成。ただし初診時一部負担金の医科580円、歯科510円、柔道整復270円（乳幼児医療は除く）は自己負担になります。 ■ 上記以外の方は、1割自己負担。（月額上限以内） 月額上限 入院40,200円 通院12,000円
2 ひとり親家庭等医療費	父がいない（行方不明なども含む）または父が重度心身障がい者などの家庭の母と児童。 両親のいない児童。 母がいない（行方不明なども含む）または母が重度心身障がい者などの家庭の父と児童。 対象者は20歳未満の児童と母または父。（18歳以上の児童は在学証明書が必要） 児童は入院と通院、母または父は入院のみ助成対象。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康保険証と印鑑 ■ 児童扶養手当証書または戸籍謄本 	
3 乳幼児医療費	入院、通院ともに小学校就学前までの児童が対象。（平成13年4月1日以降に生まれた児童の保護者には所得制限があります。）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の名前が記載された健康保険証と印鑑 	

◆ 上記の制度には所得による制限あり。（2は、母または父及び児童が受ける養育費の8割も所得金額に加算。）

◆ 平成17年1月1日に、当別町に住居登録がない方は「所得証明書」も手続きに必要。

◆ 受給者証の有効期限は平成17年10月1日～平成18年7月31日までに変わります。

◆ 受給者証をお持ちの方で次の場合は必ず届出をしてください。

健康保険証が変更になったとき。 他市町村に転出するとき。 転居したとき。



検診

がん検診を 受けましょう

今年度より子宮がん・乳がん検診の対象年齢が変わっています。確認の上、申し込みください。

検診日程

バス送迎で対がん協会へ行き受診
▽11月9日（水）～西当別コミセンに集合。

▽12月2日（金）～ゆとろに集合。

▽集合時間 7時55分～8時10分

都合のよい日に個人で受診

▽受診期間 平成18年3月31日まで。（事前に申し込み必要）

検診機関

北海道対がん協会札幌検診センター（札幌市東区北26東14）

▼検診料 検診項目によって一般、国保加入者の検診料金が異なる。

ります。広報5月号に掲載。

生活保護の方は無料。

申込み・問合せ

事前に福祉課保健サービス係（「ゆとろ」内・☎23-2346）へ、お電話で申込みください。

検診項目	対象
胃がん	35歳～
肺がん（レントゲン） "（喀たん検査）	40歳～ 必要者
大腸がん	40歳～
子宮がん（頸部） "（体部）	20歳～ 必要者
乳がん（視触診とマンモグラフィ）	40歳～
骨粗しょう症検診	30～59歳

◆ 子宮がん・乳がん検診は2年に1度の受診。

◆ 婦人科超音波検査を希望の方は、ご相談ください。

◆ 骨粗しょう症検診も対がん協会のみでの受診になります。

老人医療

保険証が変わったときなど 老人医療受給者は届出を

「老人保健法受給者証」か「道老受給者証」をお持ちの方で、健康保険証が変わったときなどは、必ず福祉係に届出をお願いします。

届出事項

■ 加入している健康保険証が変わったとき

■ 他市町村から転入したとき

■ 氏名変更や町内転居をしたとき

❖ 健康保険証と老人医療受給者証を持参し14日以内に手続きを。

■ 死亡したとき（死亡の届出義務者）

■ 他市町村に転出するとき

❖ 老人医療受給者証を速やかにお返しください。

届出先・問合せ 福祉課福祉係（「ゆとろ」内・☎23-3019）

調査

固定資産税の算出基礎 土地・家屋調査にご協力を

①土地・家屋調査

実際の土地利用や家屋の変更状況を調査し、地方税法に基づき適正な評価を行います。

なお、住宅の新築、増築、取り壊しなどで宅地の利用状況が変わった方、家屋の増築・取り壊しや未登記家屋の所有者が変わった方は届出をしてください。届出がないと、所有していない家屋に固定資産税が課税される場合があります。

②新築家屋の調査

今年新築（増築）した家屋の間取りや設備などを調査し、来年度からの固定資産税、都市計画税を算出するとともに重要な調査です。

調査日時は、連絡の上、可能な限り都合に合わせて伺います。

調査期間 10月から12月

届出先・詳細 税務課資産税係
(☎23 - 2333)

委員募集

下水道事業運営委員会 委員を公募します

町では、広く町民の意見を下水道事業の運営に反映させるため、10名以内で構成する、当別町下水道事業運営委員会の委員を公募します。

募集内容 町内に在住の20歳以上の方3名程度(任期は2年)。ほかに学識経験者、団体からの推薦者が委員に加わります。

会議内容 下水道事業の運営(受益者負担金、下水道使用料、水洗化など)に関する調査、審議。(本年度は5回程度開催予定)なお、会議内容は公開されます。

応募方法 申込書に必要事項を記載し、下水道事業についての感想を添えて、持参・郵便・FAX・メールで応募してください。

(申込書は下水道課にあるほか、町ホームページからダウンロード可)

応募締切 10月20日(木)

問合せ 下水道課庶務係(☎23 - 3542/FAX23 - 3206/Eメール
gesui@town.tobetsu.hokkaido.jp)

下水道について皆さんの意見を、是非お寄せください。

講習

第2回甲種防火管理者 取得講習会を開催します

防火管理者が必要な施設

集会場、飲食店、店舗など収容人員が30人以上の不特定多数の者が出入する施設。

アパート、学校、事業所などで収容人員が50人以上の施設。

▼講習日時 11月17日(木)～18日(金) 10時～17時

▼講習場所 石狩市花川北コミセン(石狩市花川北3条2丁目)

▼申込期間・定員 10月3日(月)～11月4日(金)、70名まで。

受講料 無料(参考書代3,250円必要)

申込み・詳細 当別消防署予防係(☎23 - 2537)申請書あります。

人事

9月1日付け 人事異動

◆役場

環境対策課参事～東谷久司

農林課長～松浦悟志

福祉課主幹～高取真由美

農林課耕地林政係主査～野口幸成

維持管理課用地係長～木村稔

◆石狩北部消防事務組合

総務課財務係長～曾川美樹

◆当別消防署

救急救助課長～小畑留雄

消防課主幹～田川春見

警防課主幹(本部警防係長)～

川辺保夫

消防課主幹(指導係長事務取扱)

～河村文行

STOP! **ごみ焼き・野焼き**

ごみの焼却は許可を受けた焼却施設でしか行えません。野外や自家製焼却炉でのごみ焼きは、法律に違反し、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金となります。

また、稲わらなどの焼却は、その煙で交通障害や地域住民に迷惑をかける事となります。

農地から搬出し堆肥化するなど適切な処理をお願いします。

▼担当 環境対策課環境対策係

傍聴しませんか

思いやりと生きがいを感じられるまちづくり

第3期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

▼日時 10月17日(月) 19時～ 場所 ゆとろ(西町)

▼議題 1 介護保険サービスの目標設定 2 地域密着型サービス

▼申込み・詳細 福祉課介護サービス係(「ゆとろ」内・☎23-3029)

最低賃金 10月1日現在で641円

北海道内の事業所で働く全ての方が該当。 <労働基準監督署>

全国労働衛生週間 10月1日(土)～7日(金)

働きすぎではありませんか 働き方を見直して心とからだの健康づくり